

資料 1

福井県動物愛護管理業務の委託内容

1 業務内容

(1) 福井県動物管理指導センター（以下「動物管理指導センター」という。）の本所（以下「本所」という。）および嶺南支所（以下「嶺南支所」という。）における、以下の動物愛護管理業務

※関係法令および要領

- ・動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）
- ・狂犬病予防法
- ・福井県動物の愛護および管理に関する条例（以下「条例」という。）
- ・福井県手数料徴収条例（以下「手数料条例」という。）
- ・犬および猫の譲渡実施要領（以下「譲渡要領」という。）
- ・動物ボランティア活動要領（以下「ボランティア要領」という。）

業務名	業務の詳細
犬猫等に係る苦情相談受付・対応	① 動物管理指導センター窓口または電話等において、犬猫等に 係る苦情相談を受け付ける。 ② 口頭による回答または指導もしくは苦情相談に係る現場の 確認を適切に行う。 ③ 現場確認の結果必要と認めた場合は、苦情対象者に対し犬ま たは猫の適正な飼養管理に関する指導を実施する。 ④ ③のほか、苦情対象者を特定できない場合は、適正飼養に関 するチラシ配布または看板設置等により、状況の改善を図る。 ⑤ ③または④によっても状況の改善が見られない場合は、その 地域を「重点地域」に指定して、改善が図られるまで定期的に 巡回を行う。 ⑥ ③～⑤の対応状況について、当該苦情相談の通報者あて適切 な頻度で報告する。 ⑦ ①～⑥の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物 管理指導センター長に報告する。 ⑧ 苦情相談件数を月毎に集計して、集計月の翌月10日まで に動物管理指導センター長に報告する。
係留されていない犬の保護	① 動物管理指導センター窓口または電話等において、係留され ていない犬に係る苦情を受け付ける。 ② 苦情に基づき現場の確認を行う。 ③ 現場確認の結果、飼い主による飼い犬の放し飼いを認めた場 合は、直ちに放し飼いを止めさせるとともに、当該飼い主に対 し犬の適正な飼養管理に関する指導を実施する。 ④ ③のほか、係留されていない犬を認めた場合は、当該犬を保 護する。その際、当該犬を保護する職員および保護場所周辺の 住民等の安全を十分に確保する。 ⑤ ③または④によっても状況の改善が見られない場合は、その 地域を「重点地域」に指定して、改善が図られるまで定期的に 巡回を行う。また、必要に応じて適正飼養（犬の放し飼い禁止

	<p>等)に関するチラシ配布または看板設置等を行い、状況の改善を図る。</p> <p>⑥ ③～⑤の対応状況について、当該苦情の通報者あて適切な頻度で報告する。</p> <p>⑦ ①～⑥の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センター長に報告する。 なお、④により犬を保護した場合は、その都度報告し、動物管理指導センター長から当該犬の措置（収容、犬を引き取るべき旨の通知（犬の所有者が判明している場合）、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑧ ④により保護した犬に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑨ 係留されていない犬の収容頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
所有者からの犬または猫の引取り	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、犬または猫の引取りに係る相談を受け付ける。</p> <p>② 引取りを求める所有者の事情等を聴取した上で、終生飼養は所有者の責務であること、所有者自身で新たな飼い主を探すことおよび繁殖制限措置（不妊去勢手術等）を施すこと等について、所有者に対し指導を行う。</p> <p>③ ②の結果、所有者に引取りを求めるやむを得ない事情等があると認める場合は、所有者等に引取り依頼書に記載させ、これを受理し、手数料条例に基づく引取り手数料を徴収した後に、当該犬または猫を引き取る。</p> <p>④ ③により犬または猫を引取りした場合は、その都度、動物管理指導センター長に報告する。また、業務報告書に引取り状況等を記載する。</p> <p>⑤ 動物管理指導センター長から当該犬または猫の措置（収容等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑥ 引取りした犬または猫に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑦ ②の指導件数、指導理由および③による引取り数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
所有者の判明しない犬または猫の引取り	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、所有者等の判明しない犬または猫の引取りに係る相談を受け付ける。</p> <p>② 引取りを求める拾得者等に拾得時の状況を聴取し、当該犬または猫の所有者等が不明であることを確認する。</p> <p>③ 拾得者等に引取り依頼書に記載させ、これを受理した後に、当該犬または猫を引き取る。なお、拾得者等が動物管理指導センターに来所することが困難であると認める場合は、福井県健康福祉センター（以下「健康福祉センター」という。）または福井県内の市町（以下「市町」という。）が所管する公共施設等を引取り場所に指定して、上記引取りに係る手続きを行う。</p> <p>④ ③により犬または猫を引取りした場合は、その都度、動物管理指導センター長に報告する。また、業務報告書に引取り状況</p>

	<p>等を記載する。</p> <p>⑤ 動物管理指導センター長から当該犬または猫の措置（収容、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑥ 引取りした犬または猫に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑦ ③による引取り数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
負傷動物の保護	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、負傷動物等に係る通報を受け付ける。</p> <p>② ①のうち、動物の死体に係る通報の場合は、適切な処理が行われるよう連絡調整等を行う。</p> <p>③ ①のうち、野生動物の負傷に係る通報の場合は、次のアまたはイのいずれかにより対応する。</p> <p>ア 通報者自身が当該動物を安全に保護した上で、福井県傷病鳥獣救護事業委嘱獣医師のいる動物病院に当該動物を搬送するよう依頼する。</p> <p>イ 福井県安全環境部自然環境課に通報内容を説明し、通報者への連絡および鳥獣保護員による保護を依頼する。</p> <p>④ ①のうち、野生動物以外の動物の負傷に係る通報の場合は、通報に基づき現場確認等を行う。</p> <p>⑤ 現場確認の結果、負傷動物を認めた場合は、当該負傷動物を保護する。その際、当該負傷動物を保護する職員および保護場所周辺の住民等の安全を十分に確保する。</p> <p>⑥ ⑤により負傷動物を保護した場合は、その都度、動物管理指導センター長に報告する。また、業務報告書に保護状況等を記載する。</p> <p>⑦ 動物管理指導センター長から当該負傷動物の措置（収容、公示等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑧ 負傷動物等に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑨ ⑤による収容頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
公示	<p>① 所有者等の判明しない動物に係る公示について動物管理指導センター長から連絡を受けた場合は、その動物を収容した日時および保護場所その他必要な事項について、動物管理指導センターの掲示板に掲示する。</p> <p>また、ホームページ上での公示情報の掲載ならびに関係健康福祉センターおよび市町等への公示情報の提供等により、当該動物の所有者に関する情報の収集を行う。</p> <p>② 公示期間は条例第12条の規定に基づき、「公示をした日から三日を経過する日まで」とする。</p>
収容動物の飼養管理	<p>① 動物管理指導センターに収容された犬猫等（以下「収容動物」という。）については、次のとおり飼養管理を行う。</p> <p>ア 収容する際には、その動物の全体および特徴等がわかるように写真を撮影する。また、所有者明示の状況（鑑札、迷子札、マイクロチップの装着状況等）について確認する。</p>

	<p>イ 給餌・給水等の準備を整え、経過観察室または隔離室（以下「経過観察室等」という。）に動物を収容する。</p> <p>ウ 収容動物の健康状態（元気、食欲、外観上の異常の有無等）、排泄物の状態、人に慣れているか等について確認し、状況に応じて獣医師による診療を受けさせる。</p> <p>エ 収容動物の飼養期間中は、原則として1日2回、給餌・給水を行う。また、適切な頻度において、収容動物の健康状態等の確認、シャンプーによる洗浄等および動物の運動（1日30分程度）を実施する。</p> <p>② 飼養期間中に、収容動物が殺処分以外の理由（病気等）により死亡した場合は、当該死体を適切に処分するとともに、必要に応じて経過観察室等の洗浄・消毒を行う。また、当該状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>なお、同時期に多数の収容動物が死亡する等、動物の感染症の発生が疑われる場合は、直ちに動物管理指導センター長に報告するとともに、まん延防止のために適切な措置を講じる。</p> <p>③ 死亡した動物に係る情報を、収容動物台帳に記載する。</p> <p>④ ②による死亡頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
収容動物の返還	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、収容動物の確認等に係る相談を受け付ける。</p> <p>② 相談者を当該収容動物と面会させ、相談者の所有する動物と一致するか否かについて確認する。</p> <p>③ ②の結果、相談者が当該収容動物の所有者であることが判明した場合は、動物の返還手続きを行う。</p> <p>④ ③において、当該収容動物が犬である場合は、所有者に対し、狂犬病予防法に基づく犬の登録および狂犬病予防注射接種の実施状況について聞き取りを行う。なお、必要に応じて、所有者の住所地を管轄する市町の狂犬病予防法担当課に、登録および予防注射の状況について照会する。</p> <p>⑤ 所有者に対し、当該収容動物が逸走した理由について聞き取りを行う。</p> <p>⑥ ④および⑤の聞き取りの結果、所有者の動物の飼養管理状況に不備があると認める場合は、動物の適正飼養および関係法令の遵守等について所有者に対し指導を行う。</p> <p>⑦ 所有者に動物の返還申請書を提出させ、これを受理し、条例に基づく返還手数料を徴収する。</p> <p>⑧ ⑦による事務処理を実施した場合は、その都度、動物管理指導センター長に報告する。また、①～⑦の状況について業務報告書に記載する。</p> <p>⑨ 動物管理指導センター長から当該収容動物の措置（返還等）について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑩ ⑨により当該収容動物を返還した後、必要に応じて所有者の動物の飼養管理状況および関係法令の遵守状況等を、巡回また</p>

	<p>は電話等により確認する。改善がみられない場合は、所有者に対し繰り返し指導を行う。</p> <p>⑪ 返還した収容動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑫ 動物の返還頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
収容動物の一時預かり	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、収容動物の預かり希望等に係る相談を受け付ける。</p> <p>② 相談者に対して、譲渡要領およびボランティア要領に基づき、一時預かりが可能な収容動物の有無、動物管理指導センターにおける動物の引き渡しおよび事前の飼い主講習会の受講義務等について説明する。</p> <p>③ 相談者が収容動物の預かりを希望した場合は、当該預かり希望者がボランティア要領第3条第1号および第2号に掲げる要件を満たしていることを確認する。</p> <p>④ ③の要件のうち、有効期限内の飼い主講習会受講済証を有していない預かり希望者に対し、飼い主講習会を実施する。</p> <p>⑤ 飼い主講習会を受講した預かり希望者に対し、ボランティア要領第5条第1項の規定に基づき動物ボランティア登録申請書を提出させ、動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>⑥ 動物管理指導センター長から、当該預かり希望者を預かりボランティアに登録する旨について連絡を受けた後、収容動物を当該預かりボランティアに直接見せるとともに、当該動物の特性および状態等について説明を行う。</p> <p>⑦ ⑥により説明を受けた動物の預かりを希望した預かりボランティアに対し、譲渡要領第12条第1項の規定に基づき犬猫の預かり申込書を提出させ、動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>⑧ 動物管理指導センター長から、当該預かりボランティアに飼養期間を定めて動物を引き渡す旨について連絡を受けた後、当該措置事項を実施するとともに、当該動物の飼養に必要な食餌等を支給する。</p> <p>⑨ ⑧により動物を預かり飼養した預かりボランティアに対し、譲渡要領第13条の規定に基づき当該動物の飼養期間が終了したとき等は、当該動物を動物管理指導センターに返還するよう指導する。</p> <p>⑩ ①～⑨の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センターに報告する。</p> <p>⑪ 預かり動物に係る情報を、収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑫ 動物の一時預かりの申込みおよび完了頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
譲渡候補動物および譲渡可能動物の健康管理	<p>① 次に掲げる収容動物のうち、家庭動物としての適性（年齢が推定8週齢以上、自立歩行、自立排便および自立食餌が可能、下痢・嘔吐等の症状がみられない、人慣れしている、咬み癖等の問題行動がみられない等）が認められる犬猫（飼養、治療等</p>

	<p>により適性を獲得する見込みのあるものを含む) について、譲渡要領第2条第1号に規定する譲渡候補動物とする。</p> <p>ア 公示期間内に所有者に引き取られなかった犬または猫。 イ 所有者から引取りを求められ、収容された犬または猫。</p> <p>② 譲渡候補動物については、次のとおり健康管理を行う。</p> <p>ア 経過観察室等から飼育管理室に移して飼養する。 イ 原則として1日2回、給餌・給水を行う。 ウ 適切な頻度において、動物の健康状態等の確認、動物の運動(1日30分程度)およびシャンプーによる洗浄等を行う。 エ 動物の年齢および健康状態等に留意の上、必要に応じて獣医師による駆虫剤投与およびワクチン接種等を行う。 オ 犬にあっては、狂犬病予防法に基づく適切な時期に、獣医師による狂犬病予防注射を接種する。また、福井市から交付を受けた狂犬病予防注射済票および鑑札を犬に装着する。</p> <p>③ 譲渡候補動物について獣医師による健康診断および適性評価等を実施し、譲渡適格であることおよび不妊去勢手術の施術(以下「施術」という。)の可否について確認する。</p> <p>④ ③の確認をした場合は、その都度、動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>⑤ 動物管理指導センター長から、譲渡要領に基づき、当該動物を譲渡可能動物として飼養者譲渡およびボランティア譲渡に供する旨、また、当該動物の施術の前後に係る健康管理等について連絡を受けた後、当該措置事項を実施する。</p> <p>⑥ 譲渡可能動物については、②のア、イ、ウ、エに準じて健康管理を行う。</p> <p>⑦ ホームページ上に譲渡可能動物に係る情報を掲載する。 ⑧ 譲渡可能動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p>
<p>嶺南支所から本所への動物の輸送</p>	<p>① 嶺南支所で飼養する譲渡候補動物等については、当該動物の健康状態、輸送ストレスへの耐性等を考慮したうえで、定期的に本所に輸送する。</p>
<p>飼養者譲渡</p>	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、動物の譲り受けに係る相談を受け付ける。</p> <p>② 相談者に対して、譲渡要領に基づき譲渡可能動物の有無、動物管理指導センターにおける飼養者譲渡および譲渡会の開催ならびに事前の飼い主講習会の受講義務等について説明する。</p> <p>③ 相談者が動物の譲り受けを希望した場合は、当該譲受希望者が譲渡要領第5条別表に掲げる要件を満たしていることを確認する。</p> <p>④ ③の要件を満たした譲受希望者に対し、飼い主講習会を実施する。</p> <p>⑤ 飼い主講習会を受講した譲受希望者に対し、譲渡可能動物を直接見せるとともに、当該動物の特性および状態等について説明を行う。</p>

	<p>⑥ 譲受希望者が当該動物の譲り受けを希望した場合は、譲渡要領第8条の規定に基づき飼養者譲渡申請書を提出させ、これを受理し、動物譲渡書を交付するとともに当該動物を譲渡する。</p> <p>⑦ ⑥により動物を譲り受けた者に対して、譲渡要領第9条の規定に基づき動物飼養状況調査票を配布し、譲渡後3か月を目途に提出するよう指導する。</p> <p>⑧ ①～⑦の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>⑨ 飼養者譲渡の動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑩ 飼養者譲渡の動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
ボランティア譲渡	<p>① 動物管理指導センター窓口または電話等において、動物の譲り受けに係る相談を受け付ける。</p> <p>② 相談者に対して、譲渡要領およびボランティア譲渡要領に基づき、譲渡可能動物の有無、動物管理指導センターにおけるボランティア譲渡および事前の飼い主講習会の受講義務等について説明する。</p> <p>③ 相談者が動物の譲り受けを希望した場合は、当該譲受希望者がボランティア要領第3条第2号および第3号に掲げる要件を満たしていることを確認する。</p> <p>④ ③の要件のうち、有効期限内の飼い主講習会受講済証を有していない譲受希望者に対し、飼い主講習会を実施する。</p> <p>⑤ 飼い主講習会を受講した譲受希望者に対し、ボランティア要領第5条第1項の規定に基づき動物ボランティア登録申請書を提出させ、動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>⑥ 動物管理指導センター長から、当該譲受希望者を譲渡しボランティアに登録する旨について連絡を受けた後、譲渡可能動物を当該譲渡しボランティアに直接見せるとともに、当該動物の特性および状態等について説明を行う。</p> <p>⑦ 譲渡しボランティアが、⑥により説明を受けた動物の譲り受けを希望した場合は、譲渡要領第14条第1項の規定に基づきボランティア譲渡申請書を提出させ、これを受理し、動物譲渡書を交付するとともに当該動物を譲渡する。</p> <p>⑧ ⑦により動物を譲り受けた譲渡しボランティアに対し、譲渡要領第15条の規定に基づきボランティア譲渡連絡票を配布し、定期的に報告するよう指導する。</p> <p>⑨ ①～⑧の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>⑩ ボランティア譲渡の動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑪ ボランティア譲渡の動物の頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
収容動物の殺処分	<p>① 次に掲げる収容動物のうち、家庭動物としての適性が認められず、獣医師により譲渡不適格であると評価された動物を殺処分対象動物とする。</p>

	<p>ア 公示期間内に所有者に引き取られなかった犬または猫。 イ 所有者から引取りを求められ、収容された犬または猫。</p> <p>② ①について動物管理指導センター長に報告し、殺処分の旨の連絡を受けた後、殺処分を実施する。 なお、殺処分の方法は獣医師による薬剤注射とし、動物の死亡確認を実施する。</p> <p>③ ②の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>④ 殺処分した動物に係る情報を収容動物台帳に記載する。</p> <p>⑤ ②による殺処分頭数を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
<p>経過観察室等、飼育管理室および設備等の管理</p>	<p>① ケージ等については、次のとおり管理を行う。 ア ケージ等に動物がいる場合は、当該動物を別の場所に移動させてから清掃等を行う。その際、移動させた場所において当該動物による危害等が発生しないよう十分に注意する。 イ ケージ等にある汚物（糞便、汚れた敷物等）を取り除き、廃棄物容器に捨てる。 ウ ケージ等を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。 エ 洗浄後、清潔なタオル等でケージ等を拭き上げ、必要に応じて消毒剤をケージ等に全体噴霧した後、乾燥させる。 オ 乾燥後、給餌・給水等の準備を整え、ケージ等に動物を戻す。</p> <p>② 食器等については、次のとおり管理を行う。 ア 食器等にある汚物（食餌の残渣、糞便等）を取り除き、廃棄物容器に捨てる。 イ 食器等を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。 ウ 洗浄後、清潔なタオル等で食器等を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を食器等に噴霧した後、乾燥させる。 エ 乾燥後、次回使用時まで、所定の格納設備に食器等を格納する。</p> <p>③ 洗浄シンクおよび手洗い設備（以下「洗浄設備」という。）については、次のとおり管理を行う。 ア 排水口メッシュに溜まった汚物（動物の毛、食事の残渣等）を取り除き、廃棄物容器に捨てる。 イ 洗浄設備を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。 ウ 洗浄後、清潔なタオル等で洗浄設備を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を洗浄設備に噴霧した後、乾燥させる。</p> <p>④ 格納設備については、次のとおり管理を行う。</p>

	<p>ア 必要に応じて、格納設備の洗浄・消毒を行う。</p> <p>イ 格納設備内の整理整頓を常に心がける。格納している物品を使用する前には使用期限等を確認し、不要物品については適切に処分する。</p> <p>ウ 医療機器類（注射針、シリンジ等）を取り扱う場合は、厳重に管理を行う。</p> <p>⑤ 冷蔵庫・冷凍庫については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 冷蔵庫・冷凍庫の霜取りを定期的に行う。また、必要に応じて洗浄・消毒を行う。</p> <p>イ 冷蔵庫・冷凍庫内の整理整頓を常に心がける。格納している物品を使用する前には使用期限等を確認し、不要物品については適切に処分する。</p> <p>⑥ 薬剤類（殺処分用薬剤、ワクチン等）については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 薬剤類は、施錠可能な冷蔵庫で保管する。</p> <p>イ 殺処分用薬剤の使用状況について業務報告書に記載し、使用の都度、動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>ウ 殺処分用薬剤の使用量および残存量について薬品受払簿に記載して管理するとともに、毎月、動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>⑦ 経過観察室等および飼育管理室の床面については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 動物の毛、土埃、食餌等を取り除き、廃棄物容器に捨てる。</p> <p>イ 床面を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は、中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>ウ 洗浄後、清潔なタオル等で床面を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を床面に全体噴霧した後、乾燥させる。</p> <p>⑧ 経過観察室等および飼育管理室の壁、窓、天井および換気扇については次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 定期的に動物の毛、埃等を取り除き、廃棄物容器に捨てる。</p> <p>イ 必要に応じて、床面と同様の洗浄・消毒を行う。</p>
<p>廃棄物および動物の死体の処理</p>	<p>① 廃棄物については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 動物管理指導センターの立地する福井市および敦賀市の廃棄物分別基準に合わせて、廃棄物を処分する。</p> <p>イ 廃棄物容器は蓋により密閉できるものとし、内部に所定のごみ袋を備え付ける。</p> <p>ウ 福井市および敦賀市のごみ収集日を確認し、廃棄物を搬出する。なお、暑熱時は、臭気等の発生を抑えるため、搬出の頻度を上げる等の措置を講じる。</p> <p>エ 廃棄物の搬出時には、内容物の漏出により経過観察室等および飼育管理室が汚染されないよう注意する。なお、漏出した場合は、速やかに別のごみ袋を用意して漏出物を</p>

	<p>密閉し、漏出場所およびその周辺の洗浄・消毒を行う。</p> <p>オ 廃棄物の搬出の都度、廃棄物容器を洗浄・消毒するとともに、廃棄物容器の破損等の有無について確認する。破損等が確認された場合は、新しい廃棄物容器に取り換えるなど適切に対応する。</p> <p>カ 医療廃棄物については、その他の廃棄物とは別に管理を行い、適切に処分する。</p> <p>② 動物の死体については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 動物の死亡を確認後、速やかに当該死体を袋に入れる。</p> <p>イ 搬出時には、当該死体の体液または糞尿等の漏出により経過観察室等および飼育管理室が汚染されないよう注意する。なお、漏出した場合は、速やかに別のごみ袋を用意して漏出物を密閉し、漏出場所およびその周辺の洗浄・消毒を行う。</p> <p>ウ 当該死体を処分するまでの間、腐敗による臭気等の発生を抑えるため、大型冷凍庫で一時的に保管する。</p> <p>エ 当該死体を動物焼却施設等に運搬し、処分を依頼する。</p>
<p>動物巡回指導車等の管理</p>	<p>① 動物巡回指導車（以下「巡回車」という。）については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 巡回車に動物保護檻（以下「檻」という。）を載せている場合は、当該檻を別の場所に移動させてから清掃等を行う。</p> <p>イ 巡回車の荷室スペースにある汚物（動物の毛、糞便、土埃等）を取り除き、経過観察室等および飼育管理室の廃棄物容器に捨てる。</p> <p>ウ 巡回車を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>エ 洗浄後、清潔なタオル等で巡回車の荷室スペースを拭き上げ、必要に応じて消毒剤を荷室スペースに全体噴霧した後、乾燥させる。</p> <p>② 檻については、次のとおり管理を行う。</p> <p>ア 檻に動物がいる場合は、当該動物を別の場所に移動させてから清掃等を行う。その際、移動させた場所において当該動物による危害等が発生しないよう十分に注意する。</p> <p>イ 檻にある汚物（動物の毛、糞便、土埃等）を取り除き、経過観察室等および飼育管理室の廃棄物容器に捨てる。</p> <p>ウ 檻を洗浄する。なお、汚れがひどい場合等は中性洗剤等を使用してこすり洗い等を行い、汚れを確実に取り除く。</p> <p>エ 洗浄後、清潔なタオル等で檻を拭き上げ、必要に応じて消毒剤を檻全体に噴霧した後、乾燥させる。</p>
<p>緊急の対応が必要な場合</p>	<p>① 次の場合は、関係法令に基づき安全衛生上緊急に対処する必要があるため、動物管理指導センター長の指示を受けて業務を遂行する。</p> <p>ア 係留されていない犬による人の生命または身体に対す</p>

	<p>る侵害を防止するために緊急に措置を講ずる必要があり、かつ、当該犬の保護収容が著しく困難であると認める場合</p> <p>イ 飼養されている犬による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために措置を講ずる必要があると認める場合</p> <p>ウ 法に規定する特定動物飼養者が飼養する特定動物が逸走した場合において、当該特定動物による人の生命または身体に対する侵害を防止するために緊急に措置を講ずる必要があると認める場合</p> <p>エ 同時期に多数の収容動物が死亡する等、動物の感染症の発生が疑われる場合において、感染症のまん延防止のために緊急に措置を講ずる必要があると認める場合</p> <p>② ①のほか、警察当局が関連する事案や災害発生時など、動物管理指導センター長が安全衛生上緊急に対処する必要があると認めた場合は、動物管理指導センター長の指示を受けて業務を遂行する。</p>
--	---

(2) 福井県動物愛護管理推進計画の施策の推進に関する以下の業務

業務名	業務の詳細
飼い主講習会の実施	<p>① 譲渡要領第5条およびボランティア要領第4条の規定に基づき、飼い主講習会（以下「講習会」という。）を実施する。</p> <p>② 講習会の内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 犬および猫の生態について</p> <p>イ 犬および猫の健康管理について</p> <p>ウ 犬および猫の終生飼養について</p> <p>エ 犬および猫に起因する迷惑の防止について</p> <p>オ 動物愛護管理関係法令等の遵守について</p> <p>カ その他、優良飼い主となるための必要事項について</p> <p>③ 講習会の実施状況（回数、受講者数）を月毎に集計して、集計月の翌月10日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>
犬猫譲渡会の開催	<p>① 譲渡要領第17条の規定に基づき、犬猫譲渡会（以下「譲渡会」という。）を開催する。</p> <p>② 譲渡会の年間スケジュールについて、4月10日までに動物管理指導センター長に報告する。なお、日程の変更や中止がある場合は、その都度、動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>③ 譲渡会を開催する場合は、開催の2日前までに、開催日時、場所、譲渡可能動物の数、タイムスケジュール、シナリオ、広報内容等について記載した企画書等を、動物管理指導センター長に提出する。</p> <p>なお、事前に講習会を受講した者のみ、譲渡会への参加を認めるものとする。</p>

	④ ③により開催した譲渡会の参加者数、講習会受講者数、譲渡決定動物の数その他の開催状況について、開催日の翌業務日までに動物管理指導センター長に報告する。
動物愛護および適正飼養に関する広報	① 法の規定に基づき、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、県が動物愛護週間に関連して実施する動物愛護フェスティバルの運営管理および広報活動を行う。 ② 市町や関係団体等と協力して、動物愛護および犬猫の適正飼養に係る広報活動を行う。 ③ ①、②により広報活動を行う場合は、当該広報の目的、内容、対象者、期間および広報に使用する媒体等について記載した企画書等を、①については動物愛護フェスティバル開催の1か月前までに、②については当該活動を行う1週間前までに、動物管理指導センター長に提出する。
動物愛護教室等の開催	① 幼児、小学生、中学生およびその保護者等に対し、継続的に動物愛護について考え、動物愛護意識の浸透を深めることができるよう、動物愛護教室等（以下「教室等」という。）を実施する。 ② 教室等を実施する場合は、その1週間前までに、当該教室等の目的、内容、日時、場所、対象者、タイムスケジュールおよびシナリオ等について記載した企画書等を、動物管理指導センター長に提出する。 ③ ②により開催した教室等の参加者数、内容その他の開催状況について、開催日の翌業務日までに動物管理指導センター長に報告する。
動物愛護管理モラルアップ地区事業の推進	① 地域での動物に起因する問題に対応するため、動物愛護管理についてのルールづくり等に取り組む動物愛護管理モラルアップ地区の活動を支援する。
地域猫活動への支援	① 野良猫等に関する苦情相談等の対応において、飼い主のいない猫（野良猫）を減らすガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の周知および啓発を行う。 ② ガイドラインに基づき地域猫活動を行う自治会等に対し、必要に応じて、啓発用資材の作成・配布等により当該活動の支援を行う。 ③ ①、②の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センター長に報告する。
動物ボランティアの活動支援	① ホームページ等への掲載または関係団体との協力等により、ボランティア要領に規定する動物ボランティアを広く募集する。 ② 動物管理指導センター窓口または電話等において、動物ボランティアに係る相談を受け付ける。 ③ 相談者がボランティア要領第3条に掲げる要件を満たしていることを確認する。 ④ ③の要件を満たした相談者に対し、ボランティア要領第5条第1項の規定に基づき動物ボランティア登録申請書を

	<p>提出させ、動物管理指導センター長に報告する。</p> <p>⑥ 動物管理指導センター長から、当該相談者を動物ボランティアに登録する旨について連絡を受けた後、当該動物ボランティアの育成、ボランティア活動保険の加入および活動の支援を行う。</p> <p>⑦ 動物ボランティアに対し、ボランティア要領第11条の規定に基づき、活動記録票の提出を指導する。</p> <p>⑧ ①～⑦の状況について業務報告書に記載し、対応日毎に動物管理指導センター長に報告する。</p>
その他	<p>① 福井県動物愛護管理推進計画に掲げられた数値目標を達成するために必要な業務を遂行する。</p> <p>② ①により業務を遂行するにあたり、必要に応じて、当該業務の目的、内容、日時、場所、対象者、タイムスケジュールおよびシナリオ等について記載した企画書等を、動物管理指導センター長に提出する。</p> <p>③ ②により企画書等の提出があった業務の実施状況について、業務実施日の翌業務日までに動物管理指導センター長に報告する。</p>

2 業務の実施体制等

(1) 使用施設および設備等

委託業務の遂行にあたり、受託者は、別表1に掲げる福井県が所有する施設、設備、巡回車および備品等を使用するものとする。また、当該施設および設備等に係る維持管理を適切に行うものとする。

(2) 業務日および業務時間

受託者の業務日および業務時間については、次のとおりとする。ただし、緊急の出動要請があった場合等は、この限りではない。

ア 業務日

毎週月曜日から金曜日までとし、休日等（土曜日、日曜日、12月29日から12月31日、1月2日、1月3日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

ただし、収容動物等がいる場合は、休日等も含めて毎日、飼養管理を行うものとする。また、譲渡会については、休日等にも開催するものとする。

イ 業務時間

8時30分から17時15分までとする。

(3) 業務区域

受託者の業務区域については、次のとおりとする。

ア 本所：福井市※、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町

（※福井市については、県が福井市分の業務を受託予定）

イ 嶺南支所：敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

(4) 人員配置

受託者は、原則として、次のとおり職員を配置するものとする。

ア 業務責任者：本所1名、嶺南支所1名

イ 本所：常時3名以上（業務責任者を含む）。巡回機動班は2班以上とし、巡回

車による巡回を行う場合は2名以上の職員で行う。なお、巡回中においても、本所と連絡がとれるよう体制を整えるものとする。

ウ 嶺南支所：常時1名以上（業務責任者を含む）。巡回機動班は1班以上とし、巡回車による巡回を行う場合は2名以上の職員で行う。なお、巡回中においても、嶺南支所と連絡がとれるよう体制を整えるものとする。

(5) 資格等

職員の資格等については、次のとおりとする。

ア 業務に従事するすべての職員について、普通自動車運転免許を有しているものとする。

イ 業務に従事するすべての職員について、動物に関する適正な知識を有しているものとする。

ウ 業務に従事する職員のうち、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格をもつ職員を1名以上置くものとする。

エ 業務に従事する職員のうち、獣医師の資格をもつ職員を1名以上置くものとする。

3 費用の負担区分

(1) 費用の負担区分は、別表2によるものとする。

(2) 修繕に係る費用が1件につき3万円未満の軽微な修繕は、受託者の負担とする。

(3) 修繕に係る費用が1件につき3万円以上の修繕については、その都度県と協議して行うものとする。

4 法令の遵守

委託業務の執行にあたっては、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

ア 狂犬病予防法

イ 動物の愛護及び管理に関する法律

ウ 狂犬病予防法施行令

エ 狂犬病予防法施行規則

オ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

カ 狂犬病予防法施行細則

キ 福井県動物の愛護および管理に関する条例

ク 福井県動物の愛護および管理に関する条例施行規則

(別表1)

使用施設および設備等

1 動物管理指導センター本所（福井市徳尾町18-1-1）

犬経過観察室・隔離室、犬飼養管理室、犬ふれあいマッチング室、猫経過観察室・隔離室、猫飼養管理室、猫ふれあいマッチング室	・設備：個別管理用ケージ、給湯設備等
トリミング室	・設備：トリミング台、ドッグバス、給湯設備等
車庫（ケージ庫含む）	・設備：大型冷凍庫
事務室	・県職員の執務スペースを除く ・設備：事務机、椅子、給湯設備等
更衣室（男・女）	・県職員のスペースを除く ・設備：ロッカー
ホール（掲示スペース等）	・設備：掲示板等
多目的ホール	・設備：長机、椅子 ・譲渡会や動物愛護の講習会に使用する。
屋外（ドッグラン）	・収容動物の運動に使用する。
屋外（多目的広場）	・譲渡会等のイベントに使用する。

2 動物管理指導センター嶺南支所（所在地：敦賀市開町6-5）

犬飼育管理室、猫飼育管理室	・設備：個別管理用ケージ、給湯設備等
車庫	・面積：約18㎡（動物巡回指導車1台分） ・設備：大型冷蔵庫等
事務室	・設備：事務机、椅子、脇机、パーテーション、給湯設備等
更衣室	・県職員のスペースを除く ・設備：ロッカー
便所	・設備：洋式トイレ
譲渡会用スペース（駐車場の一部）	・譲渡会を実施する場合のみ使用するものとする。

3 動物巡回指導車

	本所1	本所2	嶺南支所
車種	日産 小型貨物バン	日産 小型貨物バン	日産 小型貨物バン
総排気量	2.95L	2.48L	2.95L
車番	福井400そ1139	福井400た7273	福井400た1396
初登録年月日	平成22年3月30日	平成30年8月21日	平成27年8月31日
乗用定員	6名	3名	6名
車両重量	3,600kg	3,105kg	3,510kg
最大積載量	950kg	1,000kg	800kg
燃料の種類	軽油	軽油	軽油
車検満了日	平成31年4月12日	平成32年8月20日	平成31年8月30日
保管場所	本所 (福井市徳尾町)		嶺南支所 (敦賀市開町)

4 その他

動物保護器具等	<ul style="list-style-type: none"> ・動物保護檻（8基） ・バケツ型動物保護器（3基） ・マイクロチップリーダー（4台） ・その他消耗品
---------	---

(別表2)

費用の負担区分

経費内訳	区分		備考
	県	受託者	
配置職員の人件費		○	
使用施設に係る光熱水費	○		
使用施設に係る通信費	○	※	固定電話、FAX等 ※乙が独自に回線を開通する場合は、乙の負担とする。
事務用品に係る経費		○	筆記用具、コピー用紙、コピー用品等
配置職員の服装等に係る経費		○	作業服、名札、作業用長靴、ゴム手袋等
啓発用資材等の作成に係る経費		○	チラシ、立看板等
動物巡回指導車の車両管理に係る経費		○	法定点検、車検、任意保険、スタッドレスタイヤ購入、チェーン購入、タイヤ交換等
動物巡回指導車に係る燃料費		○	軽油等
経過観察室等および飼育管理室の清掃管理に係る経費		○	清掃用具、消毒薬等
収容動物の飼養管理に係る経費		○	エサ、ペットシート、移動用ケージ、リード等
譲渡候補動物および譲渡可能動物の健康管理に係る経費		○	駆虫剤、ワクチン、狂犬病予防注射、シリンジ、注射針、健康診断等
譲渡可能動物の不妊去勢手術等に係る経費	○		
収容動物の殺処分に係る経費		○	処分用薬剤、シリンジ、注射針、保管袋等
動物の死体の処分に係る経費		○	
医療廃棄物の処分に係る経費		○	
動物愛護フェスティバルの運営管理に係る経費		○	
経過観察室等および飼育管理室ならびにその設備の修繕または購入に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕等に係る費用が1件につき3万円未満の軽微な修繕等は、受託者の負担とする。 ・修繕等に係る費用が1件につき3万円以上の修繕等については、その都度県と協議して行うものとする。 		
大型冷凍庫の修繕または購入に係る経費			
動物保護檻、バケツ型動物保護器の修繕または購入に係る経費			
マイクロチップリーダーの修繕または購入に係る経費			